

新	旧
スーパー定期貯金規定 (単利型)	スーパー定期貯金規定 (単利型)
1～2 省略	1～2 省略
<b>3 (利 息)</b>	<b>3 (利 息)</b>
(1)～(2) 省略	(1)～(2) 省略
(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。	(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息 (以下、「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
① 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合	① 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合
A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率	A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
B 6か月以上1年未満 約定利率×50%	B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
C 1年以上3年未満 約定利率×70%	C 1年以上3年未満 約定利率×70%
(削除)	<u>ただし、BおよびCの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u>
② 約定した預入期間が3年の場合	② 約定した預入期間が3年の場合
A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率	A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
B 6か月以上1年未満 約定利率×40%	B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%	C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%	D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%	E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%	F 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
(削除)	<u>ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u>
③ 約定した預入期間が3年超4年以下の場合	③ 約定した預入期間が3年超4年以下の場合
A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率	A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
B 6か月以上1年未満 約定利率×10%	B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%	C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
D 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%	D 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
E 2年以上3年未満 約定利率×40%	E 2年以上3年未満 約定利率×40%
F 3年以上4年未満 約定利率×70%	F 3年以上4年未満 約定利率×70%
(削除)	<u>ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u>
④ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合	④ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合
A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率	A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
B 6か月以上1年未満 約定利率×10%	B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
C 1年以上2年未満 約定利率×20%	C 1年以上2年未満 約定利率×20%
D 2年以上3年未満 約定利率×30%	D 2年以上3年未満 約定利率×30%
E 3年以上4年未満 約定利率×50%	E 3年以上4年未満 約定利率×50%
F 4年以上5年未満 約定利率×70%	F 4年以上5年未満 約定利率×70%

(削除)

⑤ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

	解約日における普通貯金の利率
A 6か月未満	約定利率×10%
B 6か月以上2年未満	約定利率×20%
C 2年以上3年未満	約定利率×40%
D 3年以上4年未満	約定利率×60%
E 4年以上5年未満	約定利率×70%
F 5年以上6年未満	約定利率×90%
G 6年以上7年未満	

(削除)

⑥ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

	解約日における普通貯金の利率
A 6か月未満	約定利率×10%
B 6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
C 2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
D 3年以上4年未満	約定利率×40%
E 4年以上5年未満	約定利率×50%
F 5年以上6年未満	約定利率×60%
G 6年以上7年未満	約定利率×70%
H 7年以上8年未満	約定利率×80%
I 8年以上9年未満	約定利率×90%
J 9年以上10年未満	

(削除)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

⑤ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

	解約日における普通貯金の利率
A 6か月未満	約定利率×10%
B 6か月以上2年未満	約定利率×20%
C 2年以上3年未満	約定利率×40%
D 3年以上4年未満	約定利率×60%
E 4年以上5年未満	約定利率×70%
F 5年以上6年未満	約定利率×90%
G 6年以上7年未満	

ただし、BからGまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

⑥ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

	解約日における普通貯金の利率
A 6か月未満	約定利率×10%
B 6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
C 2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
D 3年以上4年未満	約定利率×40%
E 4年以上5年未満	約定利率×50%
F 5年以上6年未満	約定利率×60%
G 6年以上7年未満	約定利率×70%
H 7年以上8年未満	約定利率×80%
I 8年以上9年未満	約定利率×90%
J 9年以上10年未満	

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年4月1日現在)

スーパー定期貯金規定（複利型）

1～2 省略

3（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

① 約定した預入期間が3年の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(削除)

② 約定した預入期間が3年超4年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E	2年以上3年未満	約定利率×40%
F	3年以上4年未満	約定利率×70%

(削除)

③ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

(削除)

④ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×40%
E	4年以上5年未満	約定利率×60%

スーパー定期貯金規定（複利型）

1～2 省略

3（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

① 約定した預入期間が3年の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

② 約定した預入期間が3年超4年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E	2年以上3年未満	約定利率×40%
F	3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

③ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

④ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×40%
E	4年以上5年未満	約定利率×60%

F	5年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

(削除)

⑤ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%
C	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

(削除)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

F	5年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

ただし、BからGまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

⑤ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%
C	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

1～2 省略

3（利息）

(1)～(3) 省略

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上3年未満	約定利率×70%

(削除)

② 約定した預入期間が3年の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(削除)

③ 約定した預入期間が3年超4年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E	2年以上3年未満	約定利率×40%
F	3年以上4年未満	約定利率×70%

(削除)

④ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

(削除)

⑤ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

1～2 省略

3（利息）

(1)～(3) 省略

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上3年未満	約定利率×70%

ただし、BからCまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

② 約定した預入期間が3年の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

③ 約定した預入期間が3年超4年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E	2年以上3年未満	約定利率×40%
F	3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

④ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

⑤ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%

C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×40%
E	4年以上5年未満	約定利率×60%
F	5年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

(削除)

⑥ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%
C	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

(削除)

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×40%
E	4年以上5年未満	約定利率×60%
F	5年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

ただし、BからGまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

⑥ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%
C	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

1～2 省略

3（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

① 約定した預入期間が3年の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(削除)

② 約定した預入期間が3年超4年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E	2年以上3年未満	約定利率×40%
F	3年以上4年未満	約定利率×70%

(削除)

③ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

(削除)

④ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×40%
E	4年以上5年未満	約定利率×60%

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

1～2 省略

3（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

① 約定した預入期間が3年の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

② 約定した預入期間が3年超4年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E	2年以上3年未満	約定利率×40%
F	3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

③ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

④ 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×40%
E	4年以上5年未満	約定利率×60%

F	5年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

(削除)

⑤ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%
C	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

(削除)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

F	5年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上7年未満	約定利率×90%

ただし、BからGまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

⑤ 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%
C	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年4月1日現在)

期日指定定期貯金規定

1～2 省略

3 (利息)

(1)～(2) 省略

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

- |   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| ① | 6か月未満       | 解約日における普通貯金の利率 |
| ② | 6か月以上1年未満   | 2年以上利率×40%     |
| ③ | 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50%     |
| ④ | 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60%     |
| ⑤ | 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70%     |
| ⑥ | 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90%     |

(削除)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

期日指定定期貯金規定

1～2 省略

3 (利息)

(1)～(2) 省略

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

- |   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| ① | 6か月未満       | 解約日における普通貯金の利率 |
| ② | 6か月以上1年未満   | 2年以上利率×40%     |
| ③ | 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50%     |
| ④ | 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60%     |
| ⑤ | 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70%     |
| ⑥ | 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90%     |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続期日指定定期貯金規定

1～3 省略

4 (利息)

(1)～(4) 省略

(5) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
②	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

(削除)

(6) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

自動継続期日指定定期貯金規定

1～3 省略

4 (利息)

(1)～(4) 省略

(5) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
②	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

ただし②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(6) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和4年4月1日現在)

変動金利定期貯金規定（単利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を定期貯金元金から清算します。

A	6か月以上1年未満	約定利率×40%
B	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(削除)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

変動金利定期貯金規定（単利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を定期貯金元金から清算します。

A	6か月以上1年未満	約定利率×40%
B	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、AからEまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年4月1日現在)

変動金利定期貯金規定（複利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満       | 解約日における普通貯金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

(削除)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

変動金利定期貯金規定（複利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満       | 解約日における普通貯金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年4月1日現在)

自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を定期貯金元金から清算します。

A	6か月以上1年未満	約定利率×40%
B	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

（削除）

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

（令和6年10月1日現在）

自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を定期貯金元金から清算します。

A	6か月以上1年未満	約定利率×40%
B	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、AからEまでの利率が解約日の普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

（令和6年4月1日現在）

自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(削除)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 以下省略

(令和6年10月1日現在)

自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）

1～3 省略

4（利息）

(1)～(2) 省略

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 以下省略

(令和6年4月1日現在)

## 定期積金規定

1～5 省略

### 6 (給付補てん金等の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、通帳または証書に記載の金額となります。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に掛金総額（通帳または証書に記載の給付契約金額から給付補てん金を差し引いた金額）に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
    - A 初回掛込日から満期日までの期間が1年未満のもの  
解約日における普通貯金利率
    - B 初回掛込日から満期日までの期間が1年以上のもの  
約定利回り×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）
  - ② 当会がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第12条第3項の規定により解約するときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
    - A 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満のもの  
解約日における普通貯金利率
    - B 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上のもの  
約定利回り×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）
  - ③ この計算の単位は1円とします。

以下省略

（令和6年10月1日現在）

## 定期積金規定

1～5 省略

### 6 (給付補てん金等の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、通帳または証書に記載の金額となります。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に掛金総額（通帳または証書に記載の給付契約金額から給付補てん金を差し引いた金額）に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
    - A 初回掛込日から満期日までの期間が1年未満のもの  
解約日における普通貯金利率
    - B 初回掛込日から満期日までの期間が1年以上のもの  
約定利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、普通貯金利率とします。）
  - ② 当会がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第12条第3項の規定により解約するときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
    - A 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満のもの  
解約日における普通貯金利率
    - B 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上のもの  
約定利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、普通貯金利率とします。）
  - ③ この計算の単位は1円とします。

以下省略

（令和6年4月1日現在）

## 積立式定期貯金規定

1～4 省略

### 5 (利 息)

(1)～(2) 省略

(3) 当会がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。

#### ① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

(削除)

#### ② 約定した預入期間が1か月以上3年未満のスーパー定期貯金の場合

預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	第1項第2号の適用利率×50%
C	1年以上3年未満	第1項第2号の適用利率×70%

(削除)

#### ③ 約定した預入期間が3年のスーパー定期貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	第1項第2号の適用利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	第1項第2号の適用利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	第1項第2号の適用利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	第1項第2号の適用利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	第1項第2号の適用利率×90%

(削除)

(4) 前1項の規定により利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、この組入利息は当会所定の方法により支払います。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和6年10月1日現在)

## 積立式定期貯金規定

1～4 省略

### 5 (利 息)

(1)～(2) 省略

(3) 当会がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。

#### ① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

#### ② 約定した預入期間が1か月以上3年未満のスーパー定期貯金の場合

預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	第1項第2号の適用利率×50%
C	1年以上3年未満	第1項第2号の適用利率×70%

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

#### ③ 約定した預入期間が3年のスーパー定期貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	第1項第2号の適用利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	第1項第2号の適用利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	第1項第2号の適用利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	第1項第2号の適用利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	第1項第2号の適用利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) 前1項の規定により利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、この組入利息は当会所定の方法により支払います。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以下省略

(令和4年4月1日現在)

付 則 この規定は、令和6年10月1日から実施する。

新		旧	
商品概要説明書 スーパー定期貯金(単利型)  <u>(令和6年10月1日現在適用中)</u>		商品概要説明書 スーパー定期貯金(単利型)  <u>(令和4年11月29日現在適用中)</u>	
1~8 省略		1~8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 約定した預入期間が1ヵ月以上3年未満の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×50%</p> <p>③ 1年以上3年未満 : 約定利率×70%</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(2) 約定した預入期間が3年の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(3) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×20%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×30%</p> <p>⑤ 2年以上3年未満 : 約定利率×40%</p> <p>⑥ 3年以上4年未満 : 約定利率×70%</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上2年未満 : 約定利率×20%</p> <p>④ 2年以上3年未満 : 約定利率×30%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 : 約定利率×50%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 : 約定利率×70%</p> <p><b>(削除)</b></p>	9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 約定した預入期間が1ヵ月以上3年未満の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×50%</p> <p>③ 1年以上3年未満 : 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(2) 約定した預入期間が3年の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%</p> <p><u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(3) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×20%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×30%</p> <p>⑤ 2年以上3年未満 : 約定利率×40%</p> <p>⑥ 3年以上4年未満 : 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上2年未満 : 約定利率×20%</p> <p>④ 2年以上3年未満 : 約定利率×30%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 : 約定利率×50%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 : 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p>

	<p>(5) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率  ② 6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×10%  ③ 2年以上3年未満 : 約定利率×20%  ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×40%  ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×60%  ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×70%  ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×90%</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率  ② 6ヵ月以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×10%  ③ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×20%  ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×30%  ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×40%  ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×50%  ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×60%  ⑧ 7年以上8年未満 : 約定利率×70%  ⑨ 8年以上9年未満 : 約定利率×80%  ⑩ 9年以上10年未満 : 約定利率×90%</p> <p>(削除)</p> <p>・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>			<p>(5) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率  ② 6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×10%  ③ 2年以上3年未満 : 約定利率×20%  ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×40%  ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×60%  ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×70%  ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×90%</p> <p><u>ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(6) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率  ② 6ヵ月以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×10%  ③ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×20%  ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×30%  ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×40%  ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×50%  ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×60%  ⑧ 7年以上8年未満 : 約定利率×70%  ⑨ 8年以上9年未満 : 約定利率×80%  ⑩ 9年以上10年未満 : 約定利率×90%</p> <p><u>ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
以下省略			以下省略	

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6ヵ月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 約定した預入期間が3年の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%                  ③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%                  ④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%                  ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%                  ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%                  (削除)</p> <p>(2) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%                  ③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×20%                  ④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×30%                  ⑤ 2年以上3年未満 : 約定利率×40%                  ⑥ 3年以上4年未満 : 約定利率×70%                  (削除)</p> <p>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%                  ③ 1年以上2年未満 : 約定利率×20%                  ④ 2年以上3年未満 : 約定利率×30%                  ⑤ 3年以上4年未満 : 約定利率×50%                  ⑥ 4年以上5年未満 : 約定利率×70%                  (削除)</p> <p>(4) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×10%                  ③ 2年以上3年未満 : 約定利率×20%                  ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×40%                  ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×60%                  ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×70%                  ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×90%                  (削除)</p> <p>(5) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×10%</p>

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

（令和4年11月29日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6ヵ月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 約定した預入期間が3年の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%                  ③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%                  ④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%                  ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%                  ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%  <u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(2) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%                  ③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×20%                  ④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×30%                  ⑤ 2年以上3年未満 : 約定利率×40%                  ⑥ 3年以上4年未満 : 約定利率×70%  <u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%                  ③ 1年以上2年未満 : 約定利率×20%                  ④ 2年以上3年未満 : 約定利率×30%                  ⑤ 3年以上4年未満 : 約定利率×50%                  ⑥ 4年以上5年未満 : 約定利率×70%  <u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(4) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×10%                  ③ 2年以上3年未満 : 約定利率×20%                  ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×40%                  ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×60%                  ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×70%                  ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×90%  <u>ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u></p> <p>(5) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率                  ② 6ヵ月以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×10%</p>

	③ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×60% ⑧ 7年以上8年未満 : 約定利率×70% ⑨ 8年以上9年未満 : 約定利率×80% ⑩ 9年以上10年未満 : 約定利率×90% (削除)
以下省略	

	③ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×60% ⑧ 7年以上8年未満 : 約定利率×70% ⑨ 8年以上9年未満 : 約定利率×80% ⑩ 9年以上10年未満 : 約定利率×90% <u>ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u>
以下省略	

商品概要説明書  
期日指定定期貯金

(令和6年10月1日現在適用中)

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金の利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 2年以上利率×90%</p> <p>(削除)</p>
以下省略	

商品概要説明書  
期日指定定期貯金

(令和4年11月29日現在適用中)

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金の利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 2年以上利率×90%</p> <p><u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。</u></p>
以下省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（単利型）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%</li> <li>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%</li> <li>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%</li> <li>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%</li> <li>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%</li> </ul> </li> <li><b>（削除）</b></li> <li>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、すでに中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</li> </ul>
以下省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（単利型）

（令和4年11月29日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%</li> <li>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%</li> <li>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%</li> <li>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%</li> <li>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%</li> </ul> </li> <li><b><u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。</u></b></li> <li>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、すでに中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</li> </ul>
以下省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（複利型）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6ヵ月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%</p> <p><b>（削除）</b></p>
以下省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（複利型）

（令和4年11月29日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6ヵ月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%</p> <p><b><u>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。</u></b></p>
以下省略	

商品概要説明書  
定期積金（定額式）

(令和6年10月1日現在適用中)

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> <li>①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% <b>(削除)</b></li> </ul>
以下省略	

商品概要説明書  
定期積金（定額式）

(令和3年10月1日現在適用中)

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> <li>①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% <b>ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。</b></li> </ul>
以下省略	

商品概要説明書  
定期積金（目標式）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> <li>①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% <b>（削除）</b></li> </ul>
以下省略	

商品概要説明書  
定期積金（目標式）

（令和3年10月1日現在適用中）

1～8 省略	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> <li>①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% <b>ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。</b></li> </ul>
以下省略	

付 則 この商品概要説明書は、令和6年10月1日から実施する。